

令和3年度

第1回 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

令和3年8月5日（木）

15時00分より

みんくる 会議室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 新会長・副会長選任
- 5 新会長・副会長挨拶
- 6 報 告：文化庁長官による認定について
- 7 協 議：久留米市文化財保存活用地域計画の運用について
- 8 その他
- 9 閉会のことば

6. 報告 文化庁長官による認定について

1. 法的根拠・・・文化財保護法第 183 条の 3

第 183 条の 3

市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第 192 条の 6 第 1 項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

平成 30 年の第 196 回国会（通常国会）において、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立、平成 31 年 4 月 1 日から施行された。文化財保護法第 183 条の 3 には文化財保存活用地域計画の作成と文化庁長官への認定申請について明記されており、文化庁との協議を経た令和 3 年 6 月 24 日、認定申請を行った。

2. 認定協議の経過

令和 3 年

- 3 月 8 日 久留米市文化財保存活用地域計画の完成について（答申）
- 3 月 10 日 文化庁地域文化創生本部へ「完成版」送信
- 3 月 22 日 教育民生常任委員会へ完成の報告
- 3 月 23 日 文化庁地域文化創生本部より意見收受（別紙 1）
- 3 月 30 日 教育委員会にて完成報告
- 4 月 28 日 文化庁地域文化創生本部へ修正案送信
- 4 月 30 日 文化庁地域文化創生本部より再修正依頼（別紙 2）
- 5 月 6 日 文化庁地域文化創生本部へ再修正案送信
- 5 月 27・31 日 文化庁建造物部門、古墳壁画室から意見（別紙 3）
- 6 月 2 日 文化庁地域文化創生本部へ関係省庁との協議に用いる完成版を送信
- 6 月 16 日 関係省庁との協議終了（修正なし）
- 6 月 24 日 「文化財保存活用地域計画に係る認定申請書」提出
（申請に附した地域計画は 6 月 22 日付けで協議会委員各位へ送付済み）
- 7 月 16 日 文化審議会文化財分科会へ諮問、審議が行われ、答申

3. 認定されるメリット

1. 文化財登録原簿への登録の提案（第 183 条の 5）

地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財のうち、滅失・散逸等の危機にあるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて緩やかな保護制度である登録文化財の仕組みを活用して、所有者等の創意による様々な活用を促進しながら次世代への継承を図る。

2. 認定市町村による事務処理の特例（第 184 条の 2）

認定市町村による地域計画の主体的かつ円滑な推進を目指したもの。文化財保護法施行令第 6 条第 1 項及び第 2 項に記載される範囲。同施行令第 5 条第 3 項及び第 4 項に掲げる事務（現在、都道府県・政令市・中核市・市に委譲されている事務と同一）。

- ・重要文化財の現状変更等の許可、取消し、停止命令
- ・重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可、取消し、停止命令（当該重要文化財が当該市町村の区域内に所在するものである場合に限る）
- ・重要文化財の現状等に関する報告徴収及び調査（上記の現状変更等の許可の申請に係るものに限る）
- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、取消し、停止命令
- ・史跡名勝天然記念物の現状等に関する報告徴収、調査及び調査のため必要な措置の施行（上記の現状変更等の許可の申請に係るものに限る） 等

3. 補助金

- ・地方創生推進交付金・・・申請事業の上限を超える申請が可能
- ・歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業・・・具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。
- ・重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業・・・同上
- ・観光拠点整備事業・・・補助率+5%
- ・地域文化財総合活用推進事業、文化芸術振興費補助金など・・・地域計画作成が前提

など、優遇措置が講じられており、今後も増加する可能性。

文化庁地域文化創生本部からの意見（抜粋）

【全体について】

・非常にわかりやすく、構成も整っていると思うが、記載に粗密があるように思う。前半は非常に充実しているが、文化財の概要と歴史文化の特徴については淡泊な記述。核となるところの記載が薄い。

・これまでの把握調査の成果をふまえ、現状でどの分野や地域、時代の調査が不足しているのかが記載されていない。さらに、そのうえで今後の調査の内容を記載する必要がある。（文化財保護法第183条の3第2項3）

・もう少し具体的に、この計画期間内にどういうことを重点的にやっていくかということが書けないか？特に今回は「筑後川遺産」を活用して様々なプロジェクトを立ち上げていると思うので、そういったことが具体的に書かれると、この計画の目的もはっきりしてくるのであるか？

【I章 久留米市の歴史文化の特徴について】

・指定等文化財以外の歴史遺産には総数等の情報がない。本文中に総数を入れること。また、文化財リストを作成されているはずなので、建造物何件、美術工芸品何件など、それぞれの類型ごとにいくつ歴史遺産を把握しているかわかるはずなので、表などにして入れてほしい。

・P51までに産業や食文化、芸術、市民活動などについてふれてあり、歴史環境もわかりやすいが、肝心の文化財について、どういったものがありどういう特徴があるのかが不明。歴史遺産の概要や文化財の概要も、指定の状況などであり、歴史遺産についても守る意義を書いているだけである。この記載を厚くしなければ具体的に何を守っていくのかが見えない。

・歴史文化の特徴は川と人々の営みだけなのか？

・「見つけ守る」の「活用に配慮した歴史遺産の保存の推進」について。活用しない歴史文化遺産は対象にしないように読み取れる。もう少し丁寧に記載する必要あり。

【V章 歴史遺産の保存・活用に関する取組について】

・措置の表について。現在、「取組」という欄に措置の事業名が記載されているが、事業名と事業内容の両方を記載し、これを読めば事業の内容がある程度わかるようにすること。

・「筑後川遺産」はいわゆる関連文化財群であることを説明の中で記載してください。

【Ⅶ章 筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用について】

・歴史遺産についての説明が本編にないので、②の構成する歴史遺産がどのようなもので、ストーリーとどのように関係するかが不明。ストーリーも簡単すぎる。指定の有無も不明。

・構成する歴史遺産が基本的に不動産のものばかり。美術工芸品や民俗に関するものなどもきっちり位置付けること。

【Ⅷ章 歴史遺産尾保存・活用へ向けてについて】

・体制については、庁内についてしか記載がない。関係団体や関連施設、研究機関、関係市町なども含めて幅広に記載。

・登録文化財のことは、地域計画が認定されると同時にできることなので、特に地域計画に記載する必要なし。

・事務処理の特例に関しては、すでに委譲されているものを記載しているだけなので削除すること。

文化庁地域文化創生本部からの意見（再修正 抜粋）

【I章 久留米市の歴史文化の特徴】

- ・観光に関しては、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思われるが、触れる必要ないか？
- ・名勝と天然記念物は指定された名称（法第2条では）なので、遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物のどれかを記載すること。本文も同様。
例）史跡、名勝、天然記念物 → 遺跡、名勝地、動物、植物
- ・歴史文化の特徴は川と人々の営みだけなのか？

【VI章 歴史遺産の保存・活用に関する取組】

- ・措置の表について。事業名と事業内容の両方を記載してほしい。
→具体的に何をすることが見えないものに関しては特に内容をもう少し記載すること。

【VIII章 歴史遺産の保存・活用へ向けて】

- ・特例措置について記載しているが、事務処理の特例に関しては記載する必要があるか？

文化庁（各類型）から久留米市文化財保存活用地域計画への意見

【建造物部門】

「筑後川遺産登録制度」は、筑後地方の中心である久留米らしく、スケールも壮大で良い。ただ、モデルとして示された各事例は、高良山、軍施設、古墳群、梅林寺がそれぞれ個別で語られ、そのネーミングとあまり結びついていないように見えました。もう少し、筑後川を軸にストーリーとしてまとめられたら良かったのにと感じました。

【古墳壁画部門】

古墳壁画室としてとくに気になっていた久留米市を中心に拝読いたしました。よくまとまっていて、漏れなどもこちらの把握する限りありませんでした。装飾古墳の整備もきちんと行われているので、これをもとにしっかりと整備に向けて進めてほしいところです。

7 協 議：久留米市文化財保存活用地域計画の運用について

1. 基本的な考え方（基本理念と基本方針）

●基本理念・・・筑後川と生きる『歴史のまち 久留米』

～地域とともに、歴史遺産を見つけ
守り、活かし伝える～

●基本方針

1. 地域とともに 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり
2. 見つけ守る 活用に配慮した歴史遺産の保存の推進
3. 活かし伝える 歴史遺産の保存に向けた活用の推進



歴史遺産の保存と活用の均衡

2. 基本理念と基本方針を実現するために

(1) 保存・活用の状況・・・「VI章 歴遺遺産の保存・活用に関する取組」に関連

事業	内容	地域計画との対応
歴史資料保存活用事業	・資料の保存、管理、活用 ・企画展等の実施	2 (1) (2) 3 (4)
筑後国府跡歴史公園整備事業	・指定地の管理、公有化 ・保存活用計画の策定、整備の検討	2 (2)
歴史的建造物保存整備事業	・指定等歴史的建造物の保存修理 ・歴史的建造物の調査	2 (1) (2)
史跡等環境整備事業	・指定史跡等の保存管理 ・説明板の設置、印刷物の発行 等	2 (2) 3 (3)
歴史ルートづくり事業	・拠点施設（歴史公園等）の管理 ・指定候補文化財の調査 ・情報発信事業（ストーリーシート発行、イベント実施 等）	1 2 3
埋蔵文化財発掘調査事業	・開発等に伴う発掘調査の実施 ・遺物整理と調査報告書の刊行、周知普及	2 (1)
埋蔵文化財センター事業	・遺物等の整理、収蔵保管	2 (1)、3 (1)
文化財保護団体等育成事業	・文化財保護団体の活動や、指定等文化財の管理、用具修理等への補助	2 (2)
坂本繁二郎生家活用事業	・坂本繁二郎生家におけるイベント等	3 (2)
文化財施設維持補修事業	・所管施設等の維持補修	2 (2)、3 (4)
有馬記念館活用事業	・有馬記念館の運営、資料保存、展示会等	3 (3) (4)

⇒既存の 11 事業の中で対応。未着手分は必要に応じて各種事業の中で対応予定

(2) 歴史遺産を将来へ守り伝える新たな仕組み・・・「Ⅶ章 筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用」
に関連

筑後川遺産・・・永い歴史と筑後川の恩恵に育まれた文化を背景とする様々な物語（ストーリー）
でつながれた関連する歴史遺産群（関連文化財群）

【筑後川遺産登録制度による歴史遺産の保存・活用】

地域や行政など多様な担い手による歴史遺産の保存・活用を戦略的に推進

『既存の筑後川遺産』

1. 攻める！戦国高良山
2. 石室を彩る原始絵画 - 耳納北麓の装飾古墳 -
3. 高良遊山 - 絵葉書で観光しませう -
4. 軍の記憶 - 久留米の戦争遺跡を訪ねて -
5. 水沼の君の時代
6. 梅林寺四百年 - 大名有馬家の菩提寺 -

⇒筑後川遺産ごとに作成した推進プログラムに取組ことで、歴史遺産の保存・活用を推進

(地域計画 P 107・108)

【今後の展開 - 新たな筑後川遺産の登録 - 】

- ①市民への周知（広報）・・・様々な担い手への周知を図り（広報誌、HP、SNS等、多様な情報発信）、登録を推進
- ②登録へのプロセスの整理・・・「筑後川遺産登録制度実施要項（仮）」の作成
- ③推進プランの作成と推進プログラムの立案
- ④歴史遺産の保存・活用の推進



歴史遺産の継承へつなげる

【課題】

- ・筑後川遺産登録制度実施要綱の作成
- ・筑後川遺産は増え続ける
- ・文化財保護課の体制
- ・現行の文化財保護制度と筑後川遺産の位置付け
- ・関連条例・規則の改正

筑後川遺産登録制度実施要綱（案）

令和 年 月 日

〇〇第 号

（目的）

第1条 この要綱は、久留米市の歴史遺産の保存と活用を図り、歴史文化のまちづくりを推進するため、市内に所在する歴史遺産を物語（ストーリー）（以下、「ストーリー」という。）で関連付け、筑後川遺産として登録するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、筑後川遺産とは永い歴史と筑後川の恩恵に育まれた文化を背景とする、様々なストーリーでつながれた歴史遺産の関連のことをいう。

（登録の対象）

第3条 この要項の対象は、市内に所在する2以上の歴史遺産を共有するストーリーによって関連付けられたもの（以下、「関連文化財群」という。）とする。

2 次ぎの各号に掲げるものは、この要綱の適用対象外とする。

- (1) 営利目的、個人の益に帰することを目的としたもの
- (2) 宗教活動を主な目的としたもの

（登録の基準）

第4条 市長は、次の各号に掲げる基準を満たす関連文化財群を筑後川遺産として登録する。

- (1) 久留米市の歴史文化の特徴を現すストーリーを有すると認められるもの
- (2) 当該遺産の存在及び価値が市民に共有できると認められるもの
- (3) 当該遺産の保存及び活用を担う人々との協働した活動が期待

できるもの

(登録)

第5条 市長は、前条の基準を満たす関連文化財群について、校正する歴史遺産の所有者及び権原に基づく占有者又は地区もしくは保持者又は地区（以下、「所有者等」という。）の同意を得て、筑後川遺産に登録することができる。

2 市長は、筑後川遺産に登録しようとするときは、久留米市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という。）に意見を求めることができる。

3 市民又は所有者等は筑後川遺産登録申請書（様式第1号）により、登録の申請を行うことができる。

4 市長は、前項による登録の申請があったときには、当該遺産の登録に関し、協議会の意見をきかなければならない。

5 市長は、筑後川遺産に登録したときは、筑後川遺産の名称及びストーリー、構成する歴史遺産（以下、「構成遺産」という。）、課題及び今後の方針となる未来のストーリー、推進体制を記載した筑後川遺産保存活用の推進プランを公表しなければならない。

(通知)

第6条 市長は、前条の規定により、筑後川遺産に登録したときは、構成遺産の所有者にこれを通知しなければならない。

(登録証の交付)

第7条 市長は、第5条の規定により、筑後川遺産に登録した時は、所有者若しくは申請を行った者がいる場合にはその者に対して、筑後川遺産登録証（様式第2号）を交付する。

(筑後川遺産の管理・保存・活用)

第8条 筑後川遺産の所有者等や所在する地区の人々は、当該筑後川遺産の価値を尊重し、適切に管理し、保存及び活用に努めるものとする。

2 筑後川遺産の所有者等若しくは申請を行った者がいる場合は、定

期的に当該筑後川遺産の現況を記録し、当該記録を保存するものとする。

3 前項の規定による記録は市長の求めに応じて、報告しなければならない。

(登録の取消)

第9条 市長は、筑後川遺産がその価値を失ったとき、その他登録を解除する合理的な事由があるときは、協議会の意見をきいて登録を解除することができる。

2 市長は、筑後川遺産の登録を解除したときは、筑後川遺産の所有者等に対し、筑後川遺産登録解除通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(名称の変更)

第10条 筑後川遺産の名称の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の所有者等は、事前に筑後川遺産名称変更届(様式第4号)を市長に届出なければならない。

(筑後川遺産を構成する歴史遺産の変更)

第11条 構成遺産の名称又は所在地等の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の所有者等は、事前に筑後川遺産構成遺産名称・所在地等変更届(様式第5号)を市長に届出なければならない。

2 構成遺産として新たな歴史遺産を追加しようとするときは、所有者等若しくは申請を行った者は、筑後川遺産構成遺産追加申請書(様式第6号)を事前に市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により申請があった場合、市長は、筑後川遺産への当該歴史遺産の追加について、協議会に意見をきかなければならない。

(支援等)

第12条 市長は、筑後川遺産の所有者等若しくは申請した者に対して、その保存及び活用に必要と認められるときは、協議会の意見をきいて、人的支援、技術的支援並びにその他の措置を講ずることができる。

(表彰)

第13条 市長は、筑後川遺産を守り、活かす活動が、本市の歴史文化のまちづくりにとって著しく貢献したと認められた場合には、当該活動を行った者又は団体等を表彰することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

筑後川遺産の登録制度の手続き

主 体

発見 筑後川遺産の発見

歴史遺産の調査などにより、筑後川遺産の新たな候補を発見します。

地域または市



1. 準備 「筑後川遺産保存活用の推進プラン」の作成

地域と市の協働で「筑後川遺産保存活用の推進プラン」を作成します。
内容は以下の5つを含むものとします。

- ① 広く人々と共有できるストーリーを明文化します
- ② 筑後川遺産を構成する歴史遺産を把握する調査を行います
- ③ 筑後川遺産の課題を示します
- ④ 筑後川遺産の未来のストーリーを設定し、実現の仕方を示します
- ⑤ 筑後川遺産の保存・活用を協働して取り組む体制を計画します

<筑後川遺産保存活用推進プランの例>

筑後川遺産の名称
【①ストーリー】
【②構成する歴史遺産】
【③課題】
――
【④未来のストーリー】
【⑤体制】

地域＋市

協議会



2. 登録 筑後川遺産の登録

以下の登録基準に適したものを、市長が登録します。

- 一 久留米市の歴史文化の特徴を表すストーリーを有すると認められるもの
- 二 当該遺産の存在及び価値が市民に共有できると認められるもの
- 三 当該遺産の保存・活用を担う人々との協働した取組が期待できるもの

市長



3. 発信 「歴史のまち久留米 ストーリーシート」の作成

筑後川遺産の周知のために、「歴史のまち久留米 ストーリーシート」を作成します。
「歴史のまち久留米 ストーリーシート」には当該筑後川遺産の保存・活用を担う団体等の名称がクレジットとして記入されます。
併せて、市のポータルサイトへの掲載による情報発信を行います。

地域＋市



4. 計画 「筑後川遺産保存活用の推進プログラム」の作成

登録した筑後川遺産を保存・活用するための事業化に向けて、筑後川遺産保存活用の推進プランを踏まえ、「筑後川遺産保存活用の推進プログラム」を作成します。
推進プログラムには、取組とその取組を行う主体及び期間、並びに本計画の基本方針実現のための課題及び歴史遺産の保存・活用に関する方針との対応を明記します。

地域＋市
(協議会)



5. 実行 各種取組の実行

地域、事業者、市が連携し、筑後川遺産の保存活用推進プログラムに沿って、各種取組を計画的に実行していきます。

地域＋市
(協議会)



評価 取組の評価・見直し

取組は適宜、評価、見直しを行っていきます。

地域＋市
(協議会)